

# 学校教育法等の一部を改正する法律案の概要

教育基本法の改正及び中央教育審議会の答申等を踏まえ、学校教育の充実を図るため、義務教育の目標を定め、各学校種の目的・目標を見直すとともに、学校の組織運営体制の確立のため、副校長等の新しい職を設置する等の改正を行う。

## 1. 概要

### (1) 各学校種の目的及び目標の見直し等

・改正教育基本法の新しい教育理念を踏まえ、新たに義務教育の目標を定めるとともに、幼稚園から大学までの各学校種の目的・目標を見直す。

改正教育基本法を踏まえ、義務教育の目標に次の事項等を規定

- ・規範意識、公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画する態度
- ・生命及び自然を尊重する精神、環境の保全に寄与する態度
- ・伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度、他国を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度

・学校種の規定順について、幼稚園を最初に規定する。

(現行) 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園  
(改正案) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校

### (2) 副校長その他の新しい職の設置

学校における組織運営体制や指導体制の確立を図るため、幼稚園、小・中学校等に副校長、主幹教諭、指導教諭という職を置くことができることとする。

各職の職務内容

- ・副校長: 校長を助け、命を受けて校務をつかさどる
- ・主幹教諭: 校長等を助け、命を受けて校務の一部を整理するとともに、児童生徒の教育等をつかさどる
- ・指導教諭: 児童生徒の教育をつかさどるとともに、他の教諭等に対して、教育指導の改善・充実のために必要な指導・助言を行う

### (3) 学校評価及び情報提供に関する規定の整備

・学校は、学校評価を行い、その結果に基づき、学校運営の改善を図ることにより、教育水準の向上に努めることとする。

・学校は、保護者等との連携協力を推進するため、学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

### (4) 大学等の履修証明制度

社会人等を対象とした特別の課程(教育プログラム)を履修した者に対して大学等が証明書を交付できることとする。

### (5) その他関係法律の一部改正

関係法律について所要の規定の整備を行う。

## 2. 施行期日

(1)(3)(4)については公布の日から6月以内で政令で定める日

(2)については平成20年4月1日